

坂出市障がい者福祉計画および
第 6 期障がい福祉計画
の策定について

令和 2 年 6 月 4 日

坂出市ふくし課

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成21年には障がい者福祉計画の見直し、平成24年には『坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画』の策定、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行しました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められました。

さらに、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されたところです。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

H18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

H19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障，アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

H22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず，相互に個性の差異と多様性を尊重し，人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成22年12月10日 公布・施行
- 発達障がいが障害者自立支援法の対象になることを明確化
- 平成23年10月1日 施行
- グループホーム利用の助成
- 同行援護の創設
- 平成24年4月1日 施行
- 応能負担原則への見直し
- 支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止，教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- 社会モデルに基づく理念の具体化，難病患者への支援，地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止，人権被害救済などを規定

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

- 平成26年4月1日 施行
- 障害者支援区分の創設，重度訪問介護の対象拡大，ケアホームとグループホームの統合，地域移行支援の対象拡大

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- 自立生活援助，就労定着支援，居宅訪問型児童発達支援の創設
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

3 計画の位置づけ

3-1 坂出市障がい者福祉計画

(1) 法的な位置づけ

「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

(2) 国の障害者基本計画（第4次）の策定（平成30年3月）

- 障害者基本法に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本計画である「第4次障害者基本計画」（平成30年度～令和4年度（5か年））が策定されました。
- 基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。
 - ・「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
 - ・障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会
- 本市の基本計画となる「坂出市障がい者福祉計画」は、国の「第4次障害者基本計画」を踏まえて策定する必要があります。

■障害者基本計画（第4次）体系（分野別施策の基本的方向）

1. 安全・安心な生活環境の整備

(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実

(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止および被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止

(1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障がいのある子どもに対する支援の充実 (5)障がい福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発および身体障がい者補助犬の育成等 (7)障がい福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮および障がい者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障がい者雇用の促進 (4)障がい特性に応じた就労支援および多様な就業の機会の確保 (5)福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障がい学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際社会での協力・連携の推進

(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障がい者の国際交流等の推進

3-2 坂出市障がい福祉計画

(1) 法的な位置づけ

「坂出市第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 第6期障がい福祉計画に係る基本指針

障害者総合支援法第87条に規定されている基本指針は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成するものであり、障がい福祉計画は国の基本指針に基づいて策定します。今般国の基本指針が見直され、この見直しに対応して、第6期障がい福祉計画を策定していきます。

<障がい福祉計画見直しのポイント>

○個別施策分野①：成果目標に関する事項

- ・施設入所者の地域生活への移行（継続）
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（成果目標の変更）
- ・地域生活支援拠点等における機能の充実（運用状況の検証が追加）
- ・福祉施設から一般就労への移行等（成果目標の変更）
- ・障がい児通所支援等の地域支援体制の整備（成果目標の追加等）
- ・相談支援体制の充実・強化等（新規）
- ・障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）

○個別施策分野②：その他

- ・障がい者の社会参加を支える取組、障がい福祉サービス等の質の向上、障がい福祉人材の確保（新規）

(第6期)成果目標と活動指標との関係(案)

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上を目指す。

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(成果目標)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】
各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及コーデイネーターの配置】
各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーデイネーターを配置する(市町村は圏域での設置も可)。

⑥相談支援体制の充実・強化等

【相談支援体制の充実・強化等】
各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

⑥障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】
都道府県や市町村において、障害福祉サービスの質を向上するための取組を実施するための体制を構築する。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーデイネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(市町村)

- 総合的・専門的な相談支援
- 地域の相談支援体制の充実・強化

(市町村)

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(都道府県・市町村)

- 指導監査結果の関係市町村との共有

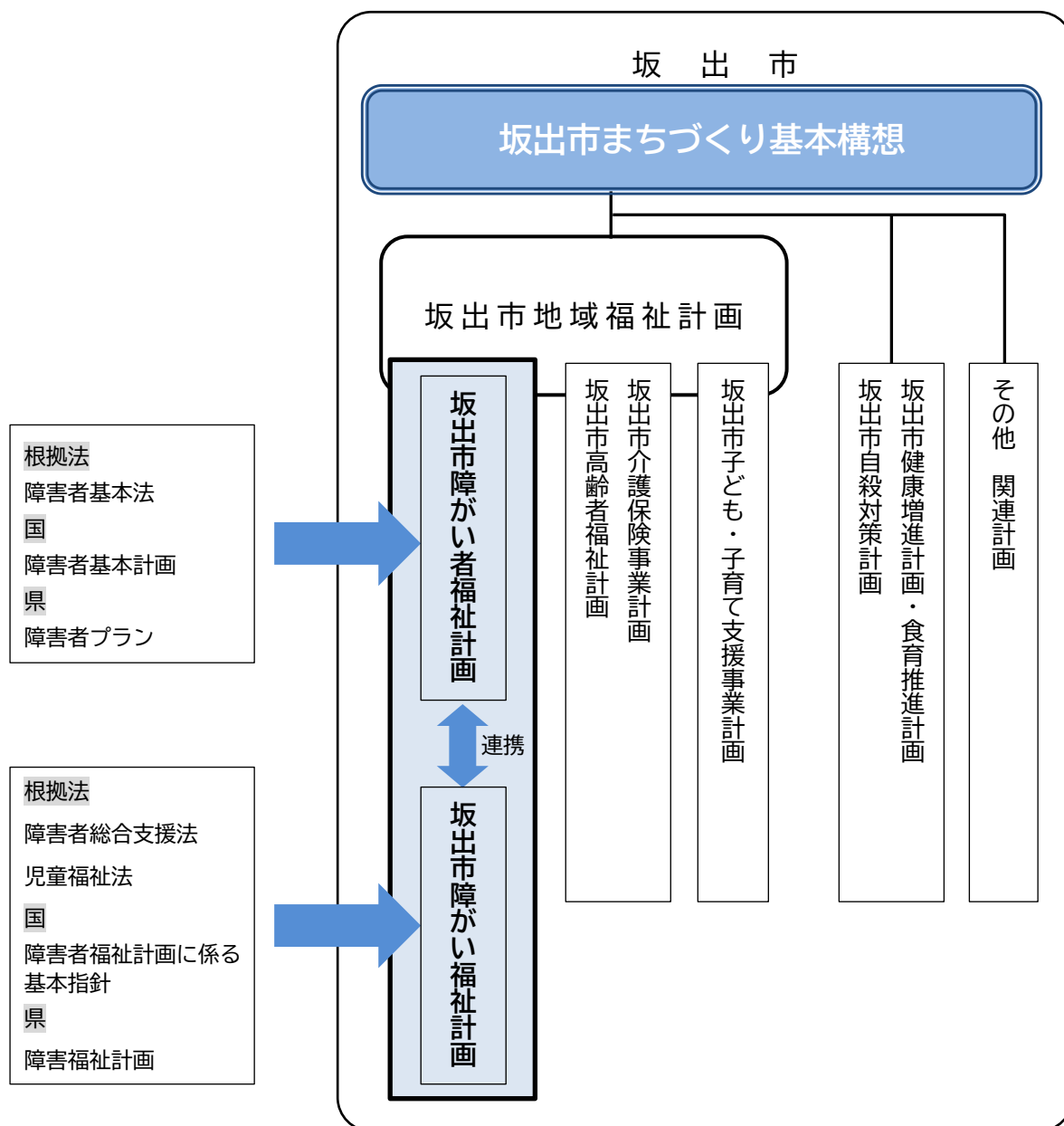
(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

3-3 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は、2つの計画を一体的に策定しますが、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、「第6期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者福祉計画（第3期）								
平成27年から6年間		障がい者福祉計画（第4期）						
		6年間						
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)								
3年間		第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)						
		3年間						

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定にあたって

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行います。

(2) アンケート調査の実施

平成26年度に実施したアンケート項目を基本とし、近年の障がい者福祉施策の動向等を反映した内容のアンケート調査を行います。

調査対象者	身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳のそれぞれ所持者		
配布数	身体障がい者手帳所持者	1,000人	合計 1,400人
	療育手帳所持者	200人	
	精神障がい者保健福祉手帳所持者	200人	
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	令和2年6月に配布し，3週間程度の調査期間とする		

(3). ヒアリング調査の実施

A. 団体・事業所意向調査

- 障がい者関係団体および事業所に対して意向調査を行います。
- ヒアリング調査票を配布し，シートをとりまとめます。

B. 庁内調査

- 前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために，庁内各課に対し，ヒアリング調査を行います。
- ヒアリング調査票を配布し，シートをとりまとめます。

(4). パブリックコメント（意見公募）の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い，広く市民の方からの意見を求めます。